



- 立木の取得ですが取得でも伐採補償でも・市場価値が有るか・無いかによって・(人工林の場合ですが)・計算方式が異なると云うことです。
- 立木(人工林)の植林から伐期までと伐期以降と分類(杉であれば標準書では伐期まで45年となっています)。
- 伐期末到達部分ですが、市場価値がない幼令木と・市場価値がある中間令木に分けられます。
- 市場価値がないものは・現在まで投下した費用の合計額で・この計算方式を**林木費用価方式**といいます。(分岐点：標準書では杉の場合20年としている)
- 市場価値のあるものは・今後・間伐収入を含めて、**伐期時点での収支純益を求め、その伐期迄の年数を割り戻して・前価額**を求めるということになります。この考えの計算方式を**林木期望価方式**といいます。(・問題文は誤りです)
- 立木の取得補償と伐採補償の違いは取得補償は、買い取る、財産権が移る。伐採補償は財産権が移らない・補償としては中間令木は山元価格を差し引く、幼令木は伐採費を加えて発生材価格を控除が加味される事になります。

損失補償基準

(立木の取得に係る補償)

第17条近傍同種の立木の取引の事例がない場合においては、第15条の規定にかかわらず、取得する立木に対しては、次の各号に掲げる額をもつて補償するものとする。

一用材林の立木であって、伐期末到達のもので市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益(粗収入から経営費(自家労働の評価額を含む。))を控除した額をいう。以下同じ。)の前価合計額との合計額

二用材林の立木であって、伐期末到達のもので市場価格のないものについては、第39条第1項第2号イ又はロによる額

三薪炭林の立木の幹及び枝条部であって、伐期末到達のもので市場価格のあるものについては、伐期における当該幹及び枝条部の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額

四薪炭林の立木の幹及び枝条部であって、伐期末到達のもので市場価格のないものについては、第40条第1項第2号イ又はロによる額

五薪炭林の台木については、第40条第1項第3号による額

六果樹等の収穫樹については、第41条第2項第1号又は第2号による額

七竹林については、当該竹林の平均年間純収益を資本還元した額

2 事業に必要な場合のほか、次の各号に定める場合においては取得又は使用する土地に存する立木を取得することができるものとする。

一土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合

二土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要となると見込まれる場合

三用材林又は薪炭林の立木(天然生林を除く。)であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

3 前項第3号に定める場合に該当するときは、第1項第1号から第5号までに掲げる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。